

今後の進め方について

1 ポイント

これまでの主要検討項目に関する検討（第1R）を踏まえながら、引き続き、「新会社間のバランスはどうか」、「これまでの検討に漏れや検討不足はないか」など、全体像を勘案した検討（第2R）を行う。

12月上旬頃には政府内（郵政民営化推進本部、経済財政諮問会議等）で大枠を議論することを想定して、11月下旬目途に、第2Rの検討を終了する。先ず、法案化作業に直接的に関わる項目の検討を優先する。その他についても、随時議論する。

2 当面の進め方（11月下旬頃まで）

- (1) 主要検討項目（第2R、その1）
 - ・骨格経営試算の前提及び基本的な枠組みについて（窓口ネットワーク会社のイメージを含む）
- (2) 主要検討項目（第2R、その2）
 - ・骨格経営試算について
 - ・ヒト・モノ・カネの切り分けについて
- (3) 主要検討項目（第2R、その3）
 - ・各事業会社の法的位置づけについて
 - ・窓口ネットワーク会社・郵便事業会社関連
- (4) 主要検討項目（第2R、その4）
 - ・郵便貯金会社・郵便保険会社関連、監視組織関連
 - ・全体討論

3 その後の進め方（3月上旬頃まで）

- (1) 法案取りまとめ状況報告
- (2) 円滑な移行に向けた議論
例) 承継のあり方を踏まえた諸計画策定に当たっての留意点
監視組織のあり方を踏まえた運営に関する留意点（ガイドライン等）

これまでの議論の整理

主要検討項目		一定の方向性が得られた項目	未検討項目・方向性が得られていない項目	法制的な検討等を踏まえて深めるべき検討項目
共通事項・その他	各組織へのヒト・モノ・カネの切り分け方	・ヒトの切り分けの基本的な考え方を整理することが大事。モノ・カネの切り分けは、ヒトの切り分けをベースにB/Sも考慮して各会社に帰属させる。	・郵便事業の超過債務解消	・各会社のビジネスが成り立つかについてシミュレーションを踏まえた検討（関連施設のあり方を含む） ・郵便、貯金、保険会社の直営店
	各会社の法的位置づけ	・各事業会社とも商法上の株式会社とすることを原則とし、特殊会社とする際はその理由を明確にすべき。		・各事業会社それぞれについて、特殊会社とするか否か、その理由
	雇用、待遇のあり方	・現に職員である者に不利益を生じさせない。 ・労働インセンティブの働く仕組みとすべき。 ・郵政監察官制度は廃止する一方、新会社の内部監査の充実を図る。	・資格制度	・具体的な共済年金の取り扱い ・具体的な雇用引継ぎ、労働条件等
	経営委員会		・経営委員会の目的、位置づけ、メンバー、設置時期、権能	
	監視組織	・中立、強力な組織であるべき。 ・イコールフットイング、公正競争の確保の観点で最も重要。 ・推進本部の下に設置。時限設置。 ・事前・事後の透明性を確保。		・具体的な機能等（窓口ネットワーク会社と三事業会社との間の円滑な受委託関係の確保、限度額の引上げ・撤廃の進め方などの関与事項等）
窓口ネットワーク	事業拡大	・多様な新規サービスに経営判断で機動的に進出できるようにし、行政の関与はできるだけ小さくすべき。		・具体的な枠組み
	受委託関係	・貯金会社、保険会社との関係は契約自由が原則であり、受委託条件についても当事者間で合意できなければ、持株会社による調整が基本。		・具体的な受委託関係のあり方等
	設置基準	・過疎地に配慮し、市町村一ヶ所以上設置は維持。 ・人口稠密地域における配置見直しは経営判断に委ねればよい。		・具体的な基準等

郵便	エバ-サービス義務	<ul style="list-style-type: none"> ・第一、二種のエバ-サービス義務を維持することが大事。 ・国内小包は対象外とすべき ・優遇措置は、信書便への参入規制を基本とし、やむを得ない場合でも激変緩和措置など必要最小限のものにとどめるべき。 ・通常と小包等の収支を分けることが必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な料金規制のあり方等
	公共性の高いサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・第三種、第四種は政策的必要性、代替可能性を考慮して見直す。 ・盲人用は依然必要性が高い。 ・特別送達等は実施を義務づけ、高度の信用性や証明力保持のために、刑罰法規の適用に関して「みなし公務員」とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第三種、第四種の具体的な提供義務の範囲、支援措置の考え方
郵便貯金・郵便保険	限度額、業務範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・「暗黙の政府保証」が残るうちは、限度額、業務範囲は制限すべき。 ・2007年4月の業務範囲は、現行の業務範囲が基本。 ・監視組織の役割が重要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な規制のあり方
	新旧勘定の分離	<ul style="list-style-type: none"> ・イコールフットingの確保、「暗黙の政府保証」排除の観点から、何のための分離か明確に説明できるような仕組みとすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なスキーム
	民有民営の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・民有民営を実現できる条件をクリアにすべき。 ・政府出資をゼロに持っていく方向性を明確にすべき。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特例法の規制対象・特定（郵便貯金会社の定義）と規制からの離脱（最終形への移行）
	国債市場への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用に対して一定の公的関与は必要。その透明性を図ることが重要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な資産運用についての情報開示のあり方
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・移行期終了後に残る簡保の旧勘定契約の取り扱い（承継法人業務の受委託スキーム） 	